

居宅介護支援 重要事項説明書

居宅介護支援契約の締結に当たり、「居宅介護支援重要事項説明書」の内容について十分に確認され、かつ同意のうえで行っていただきますようお願いいたします。又、ご利用者様の心身の状況により、判断・契約等に支障がある場合は、ご家族・成年後見人の立ち合いの上で契約をお願い致します。

1. サービスの提供主体

(1) 居宅介護支援事業者

名称	公益社団法人 津地区医師会介護支援センター
代表者	津地区医師会 会長 渡辺泰和
所在地	三重県津市島崎町97番1

(2) 居宅介護支援事業所

名称	津地区医師会介護支援センター
介護保険指定事業所番号	2470500022
所在地	三重県津市島崎町97番1
電話番号	059-222-8866

(3) サービス提供窓口（営業日並びに提供時間）

電話番号	059-222-8866
営業日	月曜日から金曜日（但し土・日・祝及び年末年始は休業）
営業時間	9:00～17:00

(4) 事業所の職員体制

介護支援専門員	常勤2名（内管理者1名）
主任介護支援専門員	常勤1名

2. 提供するサービスの内容

津市より居宅介護支援事業所の指定を受け、以下の体制のもと居宅介護支援事業を行います。

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号とサービス提供地域

事業所名	津地区医師会介護支援センター
------	----------------

所在地	三重県津市島崎町97番1
介護保険指定事業所番号	2470500022
サービス提供地域	津市内全域

(2) 居宅介護支援サービスの実施概要

介護支援専門員は、ご利用者様の心身の状況・能力・置かれている環境に応じて自立した日常生活を自宅にて営むことが出来るように、必要な情報の提供及び居宅介護サービスの計画を作成し、各事業所と連絡調整を行います。また、利用者は居宅サービス計画作成に当たり担当介護支援専門員に対して、複数の指定介護サービス事業所等の紹介を求める事や介護サービス計画に位置づけた指定介護事業所等の選定理由について説明を求める事ができます。居宅サービス計画書の作成に当たってサービス業者の選定については、ご利用者・ご家族の希望を踏まえつつ公正中立に行います。サービスが希望に沿っていない、目的に適していない等ありましたらいつでも申し出があれば、居宅サービス計画書の変更は可能です。

課題分析の方法	厚生労働省の標準課題項目に準じ最低月1回は居宅を訪問し適切な時期に計画の実施状況の把握を行う
研修の参加	現任者研修・法定研修また資質向上の為の必要研修に計画的に参加

3. サービス利用料金

利用料	厚生労働大臣の定める基準による金額になります。 但し、要介護認定を受けている場合は介護保険制度から全額支給されるので自己負担はありません。
解約料	いつでも契約は解約することが出来ます。これに伴う解約料の発生はありません。

4. サービスの利用方法

契約の開始・サービスの利用開始	相談後、事業所の介護支援専門員がご自宅を訪問し、契約締結後サービスを提供していきます。
契約期間	契約は契約手続きを行った日を開始日とし、ご利用者様から解約のお申し出がない場合契約は継続とします。

契約終了	<p>① ご利用者様からの都合による場合は直接事務所まで解約のご連絡をお願い致します。</p> <p>② 自動終了となる場合</p> <p>(ア) ご利用者様が介護施設に入所された場合</p> <p>(イ) 要介護認定区分が非該当、要支援認定とされた場合</p> <p>(ウ) ご利用者様がお亡くなりになった場合</p>
------	--

5. サービス提供に関する相談・苦情について

提供した居宅介護支援に係るご利用者及びご家族様からの相談及び苦情受付窓口を設置しています

1. 事業所の窓口

相談窓口	津地区医師会介護支援センター
担当者	責任者（管理者） 長沼 理恵
電話番号	059-222-8866
対応時間	月曜日～金曜日（但し土・日・祝及び年末年始は休業） 9：00～17：00

2. 行政機関その他苦情受付機関

三重県医療保険部長寿介護課	津市広明町13番地 059-224-3327 受付時間：9：00～16：00（平日）
津市役所 介護保険課	津市西丸の内23-1 059-229-3149 受付時間：8：45～16：00（平日）
三重県国民健康保険団体連合会	津市桜橋二丁目96番地 059-222-4165 受付時間：9：00～17：00（平日）

6. 個人情報の保護

- | |
|---|
| <p>1. 事業所は業務上知りえたご利用者様、ご家族様の個人情報を正当な理由なくして第三者に漏洩しません。</p> |
|---|

2. 守秘義務の継続： 秘密の保持は終了後も同様に取り扱われます。

3. 事故発生時の対応

- ① 居宅介護支援提供により事故が発生した場合は速やかに市町村・ご利用者のご家族様などに連絡を行うとともに、必要な処置を講じ、管理者等に報告します。
- ② 事業所の帰すべき理由によって賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに事業所が加入している損害賠償責任保険に基づき損害賠償を行います。
当事業所は前項の損害賠償の為損害賠償保険に加入しています。

4. 緊急時の対応

事業所はサービス事業所から緊急の連絡があった場合、予め確認している緊急連絡先・ご家族・医療機関に連絡を行い、指示が出た場合は指示に従います。又、連絡がつかない場合は救急搬送等の手配を行います。

5. 医療との連携

医療機関に入院した場合、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援し、連携が図れるように早期に、担当介護支援専門員の事業所・氏名及び連絡先をお伝えください。

6. 感染症防止・予防について

- ① 感染症対策・予防のために定期的に「感染症予防対策委員会」を開催し、その結果を職員に周知を図ります。
- ② 感染症の予防・感染拡大の予防の為に全員に研修を行います。
- ③ 感染症発生時には速やかに感染症拡大予防に必要な措置を講じます。

7. 虐待防止について

- ① 虐待を防止するために「虐待防止委員会」を定期的に開催し、その結果を全員に周知徹底します。
- ② 虐待防止の研修を定期的に開催し、資質向上を図ります。
- ③ 虐待と思われる利用者を発見した場合は速やかに市町村・対象地区の包括支援センターに通報します。

8. ハラスメントについて

◆禁止事項

1. 当事業所職員に対して身体的暴力（身体的な力を使う・物を使用など）で身体に危害を及ぼす行為。
2. 当事業所職員に対して差別用語・尊厳や人格否定の言葉を使う・態度によって傷つける・貶める・卑猥な言動・さげすみ・威嚇・脅迫などの言動。
3. 直接職員の体を触る・抱きつく・キスを強要する・自分の体を触るように強要する・性的な発言・職員の意に沿わない性的な行動・好意的態度の要求・性的な嫌がらせの行動など。
4. 必要以上の過度の謝罪の要求・業務に支障が出る長時間の電話・訪問時間の延長の要求等。

◆サービスの停止について

上記の行動や言動に対し再三にわたり注意勧告があったにも関わらず行動や言動が改められない場合は、市に通報し、場合によってはサービスの中止を行います。

以上本書に関して双方の合意を証する為本書2通を作成し、当事者双方が記名押印の
うえ、各自1通を所持することとします。

居宅介護支援にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明同意しま
した。

令和 年 月 日

事業所名 公益社団法人 津地区医師会介護支援センター

所在地 三重県津市島崎町97番1

(津地区医師会 会長) 渡辺 泰和 ⑩

説明者 _____ ⑩

利用申込者 住所 _____

氏名 _____ ⑩

(家族・代理人) 住所 _____

氏名 _____ ⑩

利用者が心身の状況により署名・押印ができない為、利用者本人の意思を確認の上、
利用者に代わり、その署名を代筆いたしました。

(署名代筆者)

住所 _____

氏名 _____ ⑩

(利用者との関係) _____